鹿児島市からのお知らせ

令和９年４月１日から
ごみ処分手数料を改定します。

市民・事業者の皆様が、本市のごみ処理施設（北部清掃工場、横井埋立処分場、南部清掃工場（以下、「清掃工場」という。））へごみを搬入する際に負担する「ごみ処分手数料」を改定します。

改定前

７０円／10kg

（家庭ごみは100kg以下無料）

▶

改定後

１４０円／10kg

（家庭ごみは100kg以下無料）

※ 缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類の資源物については、引き続き無料です。

どうして手数料を改定するのですか？

ごみ処分手数料は、ごみを処理する費用として、受益者負担の観点から、ごみの排出者に、重量に応じてご負担をいただいております。

本市では、前回（平成23年度）の改定から15年が経過し、その間に、ごみ処理に係る人件費、物件費等のコストが上昇しているため、今回改定するものです。

どうして手数料が140円になるのですか？

令和6年度の10kgあたりのごみ処理費用は、220円まで上昇しているため、市民・事業者の負担や周辺市の状況等を考慮したうえで、現行の2倍の140円とするものです。

今後は、概ね5年おきに改定を検討することで、適正な料金設定となるように努めます。

引き続き、ごみの減量化と資源化にご協力をお願いします。

（裏面もご確認ください）

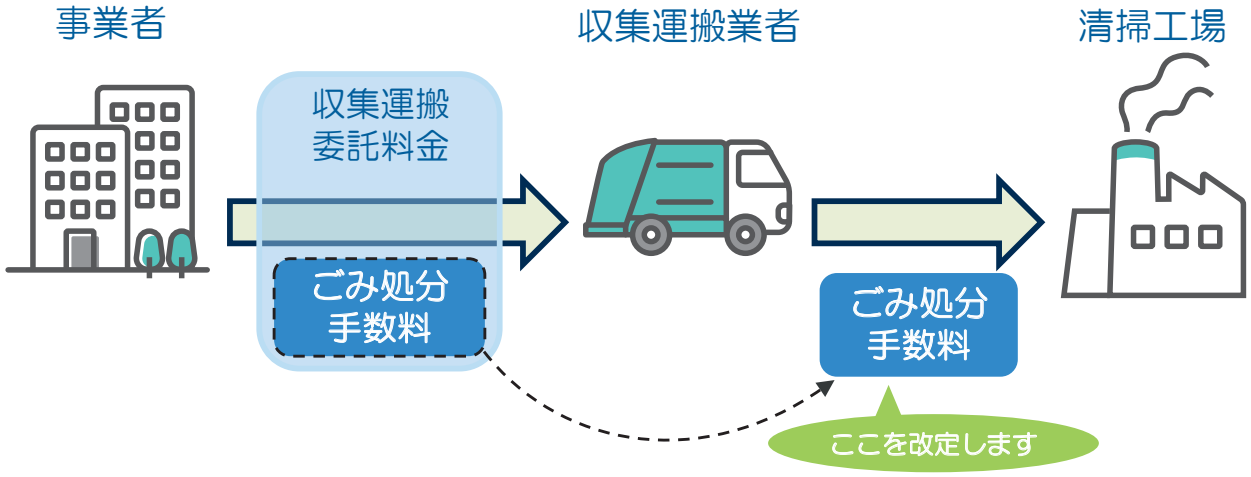
市民の皆様へ

- 1回あたり100kgを超える家庭ごみを清掃工場に持ち込む場合に、ごみ処分手数料がかかります。
- 家庭ごみをごみステーションに出す場合は、引き続き、市が無料で収集します。

事業者の皆様へ

- 事業者は、法律に基づき、廃棄物の適正処理を行う責任があります。
- ごみ（一般廃棄物）の収集運搬を委託している事業者については、その委託料金に清掃工場に支払う「ごみ処分手数料」が含まれているため、適正な料金負担についてご理解をお願いします。
- 具体的な料金については、委託している収集運搬業者にご確認ください。

【委託する場合】



※ 事業所ごみは、少量であっても、ごみステーションには出せません。収集運搬業者への委託や清掃工場への持ち込みにより、適正に処理してください。

※ 産業廃棄物は市の清掃工場に搬入できません。

問い合わせ先

内　　容	担当課・係	電話番号
ごみ処分手数料の改定に関すること	資源政策課・管理調整係	099−216−1288
家庭ごみの分別や出し方に関すること	資源政策課・ごみ減量推進係	099−216−1290
事業所ごみの出し方や産業廃棄物に関すること	廃棄物指導課	099−216−1289
北部清掃工場・リサイクルプラザ・横井埋立処分場への持ち込みに関すること	北部清掃工場	099−238−0211
南部清掃工場への持ち込みに関すること	南部清掃工場	099−261−6225

リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可